

26年度 園児募集

幼稚園
 問合せ 各幼稚園または教育課 ☎492-9149

【対象者】
 平成20年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた稲美町在住の4歳児、5歳児の新規入園者

【受付期間】
 9月2日(月)～6日(金) 9:00～16:00
 この期間後も随時受け付けます(土・日曜日は除く)。

【受付場所】

加古幼稚園 ☎492-0429	4歳児、5歳児とも幼児同伴で各幼稚園へ直接申し込んでください。
母里幼稚園 ☎495-0411	※通園区域の指定はありません。
天満幼稚園 ☎492-0420	※定員を超える時は、町内の他園に入園していただく場合があります。
天満南幼稚園 ☎492-1100	
天満東幼稚園 ☎495-1919	

【お持ちいただくもの】 印かん、筆記用具
稲美町の幼稚園では次のような教育を行っています
夢と志を育てる
 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の生活習慣の育成を行います。
 ・食育と健康づくりを進めていきます。
 ・幼・小・中と継続した英語教育を進めます。
 *外国人講師による英語活動を月1回程度行います。

魅力ある幼稚園をつくる
 ・集団生活を送るための基本的な生活習慣の確立を目指します。
 ・道徳性の芽生えを大切に教育を行います。
 ・幼稚園と小学校の連携に努め「生きる力」を育てます。

○平成23年度から預かり保育(保育時間の延長【月～金、通常保育時間後から16:00まで】)を有料で行っています。



3人乗り(幼児2人同乗用)自転車をレンタルします!

加古郡リサイクルプラザでは、平成25年10月1日から「子育て世代に対するのりこえ等の啓発」を目的として、3人乗り(幼児2人同乗用)自転車レンタル事業を実施することになりました。お子さんの送り迎えや買い物など、安全・安心に楽しく移動するために、ぜひご利用ください。

- 利用対象** 稲美町及び播磨町に住む1歳以上6歳未満の幼児2人以上を養育されている人
- レンタル期間** 1年間 平成25年10月5日～平成26年9月30日(返却期間等を含む)
- 募集台数** 3人乗り自転車 20台
 ※平成26年2月にも募集を予定しています。(平成26年4月貸出開始分)
- レンタル料** 無料
- レンタルの条件**
 ・交通安全講習を受講
 ・とき 9月27日(金) 13:30～
 ・同乗する幼児はヘルメットの着用が必要です。
 ・事故などで発生した損害にかかる賠償は利用者負担で利用者の責任(傷害保険は利用者負担)です。
 ・返却する場合は指定する自転車店にて点検整備(TSマークの貼付・利用者負担1,000円)を実施してください。
 ・自転車の修理・盗難などの弁償にかかる費用は利用者負担です。
- 申込期間** 8月1日(木)から15日(木)まで
- 申込方法** 申請書を加古郡リサイクルプラザへ提出してください(郵送可・締切日の消印有効)
 ※申請書は加古郡リサイクルプラザのホームページでダウンロードできます。
 ※役場地域福祉課、子育て支援センター、コスモス児童館、図書館でも配布します。
- 利用者の決定** 応募者多数の場合は抽選を行い、結果をハガキでお知らせします。
- 貸出場所** 役場 新館南側駐輪場
 10月5日(土) 10:00～12:00
- 問合せ先** 加古郡リサイクルプラザ ☎079(437)7671

保育園
 問合せ 各保育園または地域福祉課 ☎492-9136

【対象者】
 保護者が働いていたり病気のため家庭で十分な保育ができない町内に住所のある0歳から5歳までの新規入園希望者

【申込書の交付】
 8月1日(木)から 各保育園または地域福祉課で配付します。

【受付期間】
 9月2日(月)～11月29日(金)
 ※この期間以降も随時受付しますが、上記期間内に申込みされた人が優先となります。

【受付場所】
 ・町内の保育園希望者は、9月2日(月)～4日(水) 10:00～14:00に入園希望の保育園へ提出してください。9月5日以降に提出の場合は、事前に各保育園に連絡の上、提出してください。
 ・町外の保育園希望者は、地域福祉課へ提出してください。

【募集人員】

バンビ第一保育園(森安)	募集人員 30人	☎492-0304
バンビ第二保育園(岡)	募集人員 30人	☎492-4140
母里保育園(野寺)	募集人員 30人	☎495-2343
加古保育園(加古)	募集人員 15人	☎492-4810



ご存じですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計をともにできない児童を養育している人に支給される手当です。(所得制限あり)
 父母がいても、父または母が重度の障害の状態にある場合には支給されます。

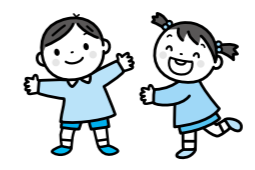
対象となる児童

- 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障害があるときは20歳未満の児童)が次のいずれかに該当する場合
- ①父母が婚姻を解消した児童
 - ②父または母が死亡した児童
 - ③父または母が一定程度の障害の状態にある児童
 - ④父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤その他(父または母が1年以上遺棄している児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

手当月額

全部支給	児童1人のとき	41,430円
一部支給		41,420円 ～ 9,780円

児童2人目は5,000円を加算、3人目以降は1人につき3,000円を加算します。



特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは

身体、精神に障害のある児童を養育している人に支給される手当です。(所得制限有り)

対象となる児童

20歳未満で一定以上の障害のある児童

手当月額

1級	50,400円
2級	33,570円

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出は期限内に

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届は、毎年8月に提出が必要です。提出がない場合、8月分以降の手当が支給されませんのでご注意ください。



問合せ 地域福祉課 児童福祉係 ☎492-9136

乳幼児等医療助成の申請はお済みですか?

今年7月1日から、乳幼児等医療費助成制度を15歳になった最初の3月31日(中学3年生)までに拡大しました。

中学1年生から中学3年生の年齢に該当する人全員が対象となりますが、この医療費助成を受けるには申請書の提出が必要です。

申請書の提出がないと、医療費受給者証を発行できませんので、必ず提出してください。(現在、母子家庭等医療または、重度障害者医療の各医療費受給者証をお持ちの方は乳幼児等医療費助成の申請は必要ありません。)

問合せ先 地域福祉課 福祉係 ☎492-9136

家庭介護にお役立てください 在宅高齢者の介護用品(おむつ)を給付します

対象 介護保険の要介護4または5と認定された人のうち、おむつが必要な在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯(別世帯は、両方の世帯が町民税非課税世帯であること)

内容 紙おむつや尿取りパッドなどの限度額の範囲内で組み合わせた介護用品を、毎月1回ご自宅までお届けします。

申込・問合せ先 健康福祉課 老年障害係 ☎492-9137

